

消費税及び地方消費税の 申告書（一般用）の書き方

法人用

税 務 署

- この「書き方」では、令和元年10月1日以後に終了する課税期間を対象とし、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表」及び「消費税及び地方消費税の申告書第二表」と、これに添付する次の付表について、法人向けに一般的な事項を説明します。
 - ・付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（R1.10.1以後終了課税期間用）
 - ・付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（R1.10.1以後終了課税期間用）
 - ・付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（R1.10.1以後終了課税期間用）
 - ・付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（R1.10.1以後終了課税期間用）
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用しないで消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
 - ※ 簡易課税制度を選択している法人（基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下である場合に限ります。）は、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方」をご利用ください。
- 控除不足還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を申告書に添付する必要があります。
 - ※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみをの還付申告書）には添付する必要はありません。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 - ※ 税務署では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは<https://www.nta.go.jp>）。

- 法人に係る消費税の申告期限の特例が創設されました。

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

また、「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

注 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。
なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

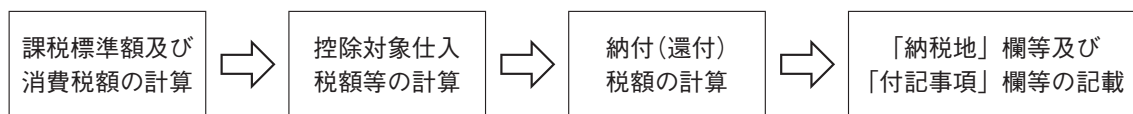
〈令和2年4月作成〉



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

《申告書の作成手順（特定課税仕入れがない場合）》

申告書の作成は、次の手順で行います。



- ❖ 消費税の税率の引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施され、消費税の税率は標準税率と軽減税率の複数税率となりました。

消費税の税率の引上げと軽減税率制度の実施

○ 消費税率等

区分	適用時期	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計		8.0%	10.0%	8.0%

(注1) 消費税等の軽減税率は、令和元年9月30日までの税率と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。

消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用されたものと新税率（標準税率及び軽減税率）が適用されたものとに区分経理された帳簿等に基づき作成する必要があります。

(注2) 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

○ 軽減税率の対象品目

- ① 酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

○ 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、請求書等保存方式の場合の記載事項に加え、税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等保存方式の場合と同様に、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

○ 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が5,000万円以下の事業者をいいます。）に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

1 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間（適用対象期間）において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

(1) 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

→ 第5-(2)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

(2) 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

→ 第5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

(3) 上記(1)及び(2)の割合の計算が困難な場合

(1)及び(2)の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

→ 上記1(1)又は1(2)記載の様式を作成する必要があります。

2 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

(1) 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げの割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。小売等軽減売上割合の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）。

→ 第5-(3)号様式「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

(2) 簡易課税制度の届出の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。簡易課税制度の届出の特例を適用できる期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間です。簡易課税制度の届出の特例に関して、簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、同制度を適用することが可能です。

ただし、簡易課税制度の届出の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

○ 軽減税率制度に関するお問合せ先【軽減コールセンター（消費税軽減税率電話相談センター）】

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。

※1 軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は、ガイダンスに沿って「1」を押してください。

※2 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンス「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

❗ 特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告が必要となります（下記参照）。リバースチャージ方式による申告書の書き方については、27ページからの《特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順》をご覧ください。

リバースチャージ方式による申告が必要な場合について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

～「事業者向け電気通信利用役務の提供」について～

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされています。このため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

～「特定役務の提供」について～

国外事業者が、国内において、対価を得て他の事業者に対して行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ & A等をご覧ください。

○ 大法人のe-Taxの義務化が始まりました！

平成30年度の税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

1 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

○ e-Taxの利用について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる大法人以外の方もe-Taxをぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

○ 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産^{*1}又は調整対象自己建設高額資産^{*2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この制限は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、この制限は適用されません。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

他の改正項目を含め、詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。



作成した申告書は提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。

ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

① 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（以下「新設法人」といいます。）及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当する法人（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

※ 次の①又は②の課税期間中に調整対象固定資産（購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の確定申告を一般課税で行った場合、その課税期間の初日から原則として3年間は、新設法人及び特定新規設立法人については納税義務が免除されず、課税事業者を選択した法人については免税事業者となることができませんので、確定申告書を提出する必要があります。

また、この間は簡易課税制度を適用することもできません。

- ① 新設法人及び特定新規設立法人については、基準期間がない各課税期間中
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した法人については、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中

② 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例

① 事業者が一般課税で確定申告を行う課税期間中に、高額特定資産（又は自己建設高額特定資産）の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日）の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日（又は当該建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、その高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

（注） 自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

② 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（以下「棚卸資産の調整措置」といいます。）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができないこととされました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができないこととされました。

②の規定は令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合から適用されます。

❗ **免税事業者**に該当する法人が、確定申告書を提出して還付を受けようとする場合には、原則、還付を受けようとする課税期間の開始の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますのでご注意ください。

❗ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

なお、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

また、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

❗ **ご注意ください**

申告に係る課税期間に旧税率が適用された取引がない場合（新税率が適用された取引のみを行う場合）、地方消費税額の計算方法が、旧税率が適用された取引がある（付表1-1を用いて計算する）場合と異なるため、付表1-3を用いて計算します。

付表1-3は国税庁ホームページ（申告手続・用紙）からダウンロードできます。

（注）申告に係る課税期間に旧税率が適用された取引がない場合（新税率が適用された取引のみを行う場合）であっても、付表1-1を使用して差し支えありません。この場合、付表1-1の「⑫E欄-⑪E欄」がプラスの場合には、⑬E欄は、100円未満の端数は切り捨てて記載します（具体的な付表1-1の記載例（計算方法）は次のとおりです）。

<付表1-1>

旧税率が適用された取引がない場合（X欄に記載すべき金額がない場合）、かつ、⑬E欄がプラスの場合

課税期間		R1・10・1～R1・12・31	氏名又は名称	〇〇商事(株)	
区 分	旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計 F	
	X	D	E	(X+D+E)	
課税標準額 ①		3,898,000	2,754,000	6,652,000	
中 略					
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑤		73,831		73,831	
差引税額 (②+③-⑦) ⑥					
合計差引税額 (⑥-⑤) ⑦					
控除不足還付税額 ⑧					
差引税額 ⑨					
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑨-⑧) ⑩					
選付額 ⑪			108,307	108,307	
割納税額 ⑫					
合計差引譲渡割額 (⑫-⑪) ⑬				34,400	
				9,702	
				9,702	

旧税率取引なし

⑬E欄⇒「⑫E欄-⑪E欄」の金額を記載(100円未満を切り捨て)
 $(108,307 - 73,831 = 34,476 \rightarrow 34,400)$
 ⑭E欄⇒「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載
 $(34,400 \times 22/78 = 9,702.5 \rightarrow 9,702)$
 ※ ⑭E欄の記載は不要

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、令和元年10月1日の消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率となるため、**同日以降の課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。**

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである4月決算法人を例に記載方法を説明します。

設 例

株式会社国税商事の当課税期間（令和元年5月1日～令和2年4月30日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

なお、旧税率のうち3%又は4%が適用された取引はありません。

また、売上げ又は仕入れを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例（注1）は適用していません。

項 目	課税期間の 合計金額	うち税率6.3% 適用分	うち税率6.24% 適用分	うち税率7.8% 適用分
1 売上高	円	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	415,560,000	302,500,000	67,960,000	45,100,000
(2) 免税売上高	11,000,000	-	-	-
(3) 非課税売上高	7,000,000	-	-	-
2 売上対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	13,769,540	10,684,000	1,507,040	1,578,500
3 課税仕入れの金額（税込み）	273,326,000	201,680,000	40,076,000	31,570,000
4 仕入対価の返還等の金額 （課税仕入れに係るもの（税込み））	13,750,000	-	7,850,000	5,900,000
5 貸倒処理した金額（税込み）	1,430,000	1,430,000	-	-
6 中間納付消費税額	6,300,000	-	-	-
7 中間納付地方消費税額	1,700,000	-	-	-

（注1） 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対しては、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。詳しくは、3ページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

（注2） 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-1①～②欄及び付表1-2①～②欄の作成）

■ 1 付表1-2①～②欄の記載

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$302,500,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{108} = 280,092,592\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

(2) 「課税標準額①」欄

(1)で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

280,092,592円 ⇒ 280,092,000円 (千円未満切捨て)

(3) 「消費税額②」欄

(2)で算出した課税標準額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

280,092,000円 (課税標準額) × 6.3% = 17,645,796円

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した後の金額をそれぞれ明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法(消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)(以下「平成15年改正省令」といいます。)附則第2条第3項の方法)を適用する場合は、税込価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額をそれぞれ控除した残額(千円未満切捨て)が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{63}{80}$ 、 $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法(平成15年改正省令附則第2条第2項の方法(旧消費税法施行規則第22条第1項))を適用する場合は、本体価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額(千円未満切捨て)が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{63}{80}$ 、 $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧消費税法施行規則第22条第1項の規定を適用することができます。また、同日以後は消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項《総額表示義務に関する消費税法の特例》の規定の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして②の経過措置が適用されます。

■ 2 付表1-1①～②欄の記載

付表1-2①～②欄の旧税率分小計Xを付表1-1①～②欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

課税売上高(税込み)に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分D

$$67,960,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{108} = 62,925,925\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$45,100,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{110} = 41,000,000\text{円}$$

合計F

$$280,092,592\text{円} + 62,925,925\text{円} + 41,000,000\text{円} = 384,018,517\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

(2) 「課税標準額①」欄

(1)で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分D

$$62,925,925\text{円} \Rightarrow 62,925,000\text{円（千円未満切捨て）}$$

税率7.8%適用分E

$$41,000,000\text{円}$$

合計F

$$280,092,000\text{円} + 62,925,000\text{円} + 41,000,000\text{円} = 384,017,000\text{円}$$

(3) 「消費税額②」欄

(2)で算出した課税標準額に6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分D

$$62,925,000\text{円（課税標準額）} \times 6.24\% = 3,926,520\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$41,000,000\text{円（課税標準額）} \times 7.8\% = 3,198,000\text{円}$$

合計F

$$17,645,796\text{円} + 3,926,520\text{円} + 3,198,000\text{円} = 24,770,316\text{円}$$

Ⅲ 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-1 及び付表2-2の作成）

■ 1 付表2-2①欄の記載

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$302,500,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 10,684,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 270,200,000\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が①C欄の金額となります。

■ 2 付表2-1①～⑧欄の記載

付表2-2①欄の旧税率分小計Xを付表2-1①欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分D

$$67,960,000円 \times \frac{100}{108} - 1,507,040円 \times \frac{100}{108} = 61,530,518円$$

税率7.8%適用分E

$$45,100,000円 \times \frac{100}{110} - 1,578,500円 \times \frac{100}{110} = 39,565,000円$$

合計F

$$270,200,000円 + 61,530,518円 + 39,565,000円 = 371,295,518円$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を乗じた金額が①D欄又は①E欄の金額となります。

(2) 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を②F欄に記載します。

設例の場合は、免税売上高11,000,000円を記載します。

(注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。

(3) 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥F欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高7,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 「課税売上割合⑧」欄

$$\frac{371,295,518円（課税売上額（税抜き）） + 11,000,000円（免税売上額）}{371,295,518円（課税売上額（税抜き）） + 11,000,000円（免税売上額） + 7,000,000円（非課税売上額）} = \frac{382,295,518円（④F欄）}{389,295,518円（⑦F欄）} = 98.201\cdots\% \geq 95\%$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

設例の場合は、98%を記載します。

■ 3 付表2-2④～⑮欄の記載

付表2-1④⑦⑧欄の合計Fを付表2-2④⑦⑧欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

201,680,000円

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額(税込み)を記載します。

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\boxed{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}} \times \frac{6.3}{108} - \boxed{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}} \times \frac{6.3}{108}$$

(設例の場合)

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$201,680,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 11,764,666\text{円}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑬」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)⑭」欄に記載します。

(3) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑯」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑰～⑳」欄

❖ **課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は**、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑮欄の金額をそのまま⑯欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が98.201…%ですので⑮C欄及び⑮X欄の11,764,666円をそのまま⑯C欄及び⑯X欄に記載します。

(注) ここでいう課税売上高は付表2-1の「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

❖ **課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は**、適用する控除方式に応じて記載します。

イ **個別対応方式の場合は**、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑰欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑱欄に記載し、⑲欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

ロ **一括比例配分方式の場合は**、⑳欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(4) 「差引・控除対象仕入税額㉓」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉓欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉔」欄に記載します。

(5) 「貸倒回収に係る消費税額㉕」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

■ 4 付表2-1⑨～⑳欄の記載

付表2-2⑨～⑳欄の旧税率分小計Xを付表2-1⑨～⑳欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分D

$$40,076,000円 - 7,850,000円 = 32,226,000円$$

税率7.8%適用分E

$$31,570,000円 - 5,900,000円 = 25,670,000円$$

合計F

$$201,680,000円 + 32,226,000円 + 25,670,000円 = 259,576,000円$$

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} - \text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

(設例の場合)

税率6.24%適用分D

$$40,076,000円 \times \frac{6.24}{108} - 7,850,000円 \times \frac{6.24}{108} = 1,861,947円$$

税率7.8%適用分E

$$31,570,000円 \times \frac{7.8}{110} - 5,900,000円 \times \frac{7.8}{110} = 1,820,236円$$

合計F

$$11,764,666円 + 1,861,947円 + 1,820,236円 = 15,446,849円$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額③」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産にかかる課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑭」欄に記載します。

- (3) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑩」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑪～⑭」欄

❖ **課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は**、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑩欄の金額をそのまま⑭欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が98.201…%ですので⑩D欄の1,861,947円をそのまま⑭D欄に、⑩E欄の1,820,236円をそのまま⑭E欄に記載します。

合計F

$$11,764,666円 + 1,861,947円 + 1,820,236円 = 15,446,849円$$

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

❖ **課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は**、適用する控除方式に応じて記載します。

イ **個別対応方式の場合は**、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑮欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑯欄に記載し、⑯欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

ロ **一括比例配分方式の場合は**、⑯欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

- (4) 「差引・控除対象仕入税額⑰」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ⑰欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額⑱」欄に記載します。

- (5) 「貸倒回収に係る消費税額⑲」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付(還付)税額の計算(付表1-1③～⑭欄及び付表1-2③～⑮欄の作成)

■ 1 付表1-2③～⑮欄の記載

- (1) 「控除過大調整税額③」欄

付表2-2の⑳欄と㉑欄の合計金額を記載します。

- (2) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.3%適用分C

付表2-2の㉒C欄の金額11,764,666円を記載します。

旧税率分小計X

11,764,666円

- (3) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を計算します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$10,684,000\text{円（売上対価の返還等の金額（税込み））} \times \frac{6.3}{108} = 623,233\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

- (4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

(3)の金額623,233円を記載します。

- (5) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,430,000\text{円（貸倒金額）} \times \frac{6.3}{108} = 83,416\text{円}$$

- (6) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$11,764,666\text{円} + 623,233\text{円} + 83,416\text{円} = 12,471,315\text{円}$$

- (7) 「差引税額⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$17,645,796\text{円} - 12,471,315\text{円} = 5,174,481\text{円}$$

- (8) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率6.3%適用分C

⑨C欄の金額5,174,481円を記載します。

旧税率分小計X

5,174,481円

- (9) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

表示の計算式（⑫－⑪）により合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算します。

- (10) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$5,174,481\text{円} \times \frac{17}{63} = 1,396,288\text{円}$$

■ 2 付表1-1③～⑮欄の記載

付表1-2③～⑮欄の旧税率分小計Xを付表1-1③～⑮欄の旧税率分小計Xに転記します。

- (1) 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分D

付表2-1の⑳D欄と㉑D欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分E

付表2-1の⑳E欄と㉑E欄の合計金額を記載します。

(2) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分D

付表2-1 の㉓D欄の金額1,861,947円を記載します。

税率7.8%適用分E

付表2-1 の㉓E欄の金額1,820,236円を記載します。

合計F

11,764,666円 + 1,861,947円 + 1,820,236円 = 15,446,849円

(3) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.24%適用分D

1,507,040円（売上対価の返還等の金額（税込み））× $\frac{6.24}{108}$ = 87,073円

税率7.8%適用分E

1,578,500円（売上対価の返還等の金額（税込み））× $\frac{7.8}{110}$ = 111,929円

合計F

623,233円 + 87,073円 + 111,929円 = 822,235円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

(4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分D

(3)の金額87,073円を記載します。

税率7.8%適用分E

(3)の金額111,929円を記載します。

合計F

623,233円 + 87,073円 + 111,929円 = 822,235円

(5) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

合計F

83,416円

(6) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分D

1,861,947円 + 87,073円 = 1,949,020円

税率7.8%適用分E

1,820,236円 + 111,929円 = 1,932,165円

合計F

12,471,315円 + 1,949,020円 + 1,932,165円 = 16,352,500円

(7) 「差引税額⑨」欄

税率6.24%適用分D

3,926,520円 - 1,949,020円 = 1,977,500円

税率7.8%適用分 E

$$3,198,000円 - 1,932,165円 = 1,265,835円$$

合計 F

$$5,174,481円 + 1,977,500円 + 1,265,835円 = 8,417,816円$$

(8) 「合計差引税額⑩」欄

表示の計算式 (⑨-⑧) により合計差引税額を計算します。

(9) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率7.8%適用分 E

$$1,977,500円 + 1,265,835円 = 3,243,335円$$

合計 F

$$5,174,481円 + 3,243,335円 = 8,417,816円$$

(10) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

表示の計算式 (⑫-⑪) により合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算します。

(11) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率7.8%適用分 E

$$3,243,335円 \times \frac{22}{78} = 914,786円$$

合計 F

$$1,396,288円 + 914,786円 = 2,311,074円$$

(12) 「合計差引譲渡税額⑯」欄

表示の計算式 (⑮-⑭) により合計差引譲渡割額を計算します。

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-1、1-2 及び付表2-1、2-2 の作成が終わりましたら、付表1-1、1-2 から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課 税 標 準 額		①	付表 1-1 ① F 欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②	付表 1-2 ①-1 A 欄の金額
	4%適用分	③	付表 1-2 ①-1 B 欄の金額
	6.3%適用分	④	付表 1-2 ①-1 C 欄の金額
	6.24%適用分	⑤	付表 1-1 ①-1 D 欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表 1-1 ①-1 E 欄の金額
		⑦	付表 1-1 ①-1 F 欄の金額
消 費 税 額		⑪	付表 1-1 ② F 欄の金額
⑪ の 内 訳	3%適用分	⑫	付表 1-2 ② A 欄の金額
	4%適用分	⑬	付表 1-2 ② B 欄の金額
	6.3%適用分	⑭	付表 1-2 ② C 欄の金額
	6.24%適用分	⑮	付表 1-1 ② D 欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表 1-1 ② E 欄の金額
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑰	付表 1-1 ⑤ F 欄の金額
売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑱	付表 1-1 ⑤-1 F 欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表 1-1 ⑬ F 欄の金額
	4%適用分	㉑	付表 1-2 ⑬ B 欄の金額
	6.3%適用分	㉒	付表 1-2 ⑬ C 欄の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表 1-1 ⑬ E 欄の金額

Ⅵ 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表の作成

■ 1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表1-1、2-1から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目	
課税標準額	①	申告書第二表①欄の金額	
消費税額	②	申告書第二表⑪欄の金額	
控除過大調整税額	③	付表 1-1 ③ F 欄の金額	
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表 1-1 ④ F 欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表 1-1 ⑥ F 欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表 1-1 ⑦ F 欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 1-1 ⑩ F 欄の金額（マイナスの場合）	
差引税額（百円未満切捨て）	⑨	付表 1-1 ⑩ F 欄の金額（プラスの場合）	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表 2-1 ④ F 欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表 2-1 ⑦ F 欄の金額

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は6,300,000円）。

（注1）当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

（注2）税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

■ 2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

付表1-1から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表 1-1 ⑬ F 欄の金額（マイナスの場合）
	差引税額(百円未満切捨て)	⑱	付表 1-1 ⑬ F 欄の金額（プラスの場合）
譲渡割額	還付額	⑲	付表 1-1 ⑯ F 欄の金額（マイナスの場合）
	納税額(百円未満切捨て)	⑳	付表 1-1 ⑯ F 欄の金額（プラスの場合）

(1) 「中間納付譲渡割額⑳」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は1,700,000円）。

（注1）この課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

(注2) 税務署から送付された申告書の「中間納付税額⑩」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されていません。

(2) 「納付譲渡割額⑫」欄又は「中間納付還付譲渡割額⑬」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■3 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑮」欄の記載

(⑩+⑫) - (⑧+⑬+⑭+⑮) の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください）。

VII その他の項目の記載

■1 申告書第一表及び第二表の「納税地」欄等の記載

(1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

ただし、本店等の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。

(2) 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。

なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合には、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。

(3) 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。

(4) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。

(5) 「自^{平成}令和 年 月 日 至令和 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。

なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。

(注) 元号欄について、「平成」又は「令和」を○印で囲んでください。なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。

(6) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書」欄の()には「確定」と記載します。

なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

■2 申告書第一表の「付記事項」欄等の記載

(1) 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付すとともに、基準期間の課税売上高を記載してください。

イ 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年改正省令附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください（9ページ点線枠内参照）。

ロ 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免

税売上高を加算した金額を記載してください。

- (2) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額^②」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。
- (3) 「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■3 申告書第一表の「翌年以降送付不要」欄の記載

「翌年以降送付不要」欄（申告書用紙右上）は、市販の会計ソフトウェアを使用していること等により、翌年以降、税務署からの申告書用紙の送付を不要とする場合に○印を付してください。

令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人^{*1}については、申告書等用紙^{*2}の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ^{*3}」を送付することとしています。

- ※1 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人をいいます。
- ※2 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
- ※3 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面をいいます。

■4 申告書第二表の「改正法附則による税額の特例計算」欄の記載

「改正法附則による税額の特例計算」欄には、売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分して合計することが困難な中小事業者が、軽減売上割合（10営業日）の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第38条第1項）、小売等軽減仕入割合の特例（同附則第38条第2項）又は小売等軽減売上割合の特例（同附則第39条第1項）を適用する場合、該当する箇所に○印を付してください。

⚠ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中にていねいに記入してください。

（記入例） ○ 良い例



× 悪い例




○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ
法人名	株式会社 国税商事
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
(フリガナ)	コクゼイ カズオ
代表者氏名	国税 一夫 

※ 所管 税務 署 処 理 欄	一連番号	翌年以降送付不要 <input type="checkbox"/>
	申告年月日	令和 年 月 日
	申告区分	指導等 庁指定 局指定
	通信日付印	確認印
	指 導 年 月 日	相談区分1 区分2 区分3
	令和 年 月 日	

法人用

第一表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

（ 中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用) ）

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①															03
消費税額	②															06
控除過大調整税額	③															07
控除税額	控除対象仕入税額	④														08
	返還等対価に係る税額	⑤														09
	貸倒れに係る税額	⑥														10
控除税額小計	⑦															
控除不足還付税額	⑧															13
差引税額	⑨															15
中間納付税額	⑩															16
納付税額	⑪															17
中間納付還付税額	⑫															18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬														19
	差引納付税額	⑭														20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮														21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯														22
この申告書による地方消費税の税額の計算																
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰														51
	差引税額	⑱														52
譲渡割額	還付額	⑲														53
	納税額	⑳														54
中間納付譲渡割額	㉑															55
納付譲渡割額	㉒															56
中間納付還付譲渡割額	㉓															57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔														58
	差引納付譲渡割額	㉕														59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖															60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式	<input type="checkbox"/>			41
		一括比例配分方式	<input type="checkbox"/>			
	上記以外	<input type="checkbox"/>			全額控除	
基準期間の課税売上高	350,000 千円					
還付を受ける機と等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
預金口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(印)					
	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (⑪ + ㉒) - (⑧ + ⑫ + ⑰ + ㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑩ + ㉑
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクセイショウジ
法人名	株式会社 国税商事
(フリガナ)	コクセイ カズオ
代表者氏名	国税 一夫

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表

自 平成 年 月 日
 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		3 8 4 0 1 7 0 0 0	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④	2 8 0 0 9 2 5 9 2	04
	6.24 % 適用分	⑤	6 2 9 2 5 9 2 5	05
	7.8 % 適用分	⑥	4 1 0 0 0 0 0 0	06
		⑦	3 8 4 0 1 8 5 1 7	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	2 4 7 7 0 3 1 6	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭	1 7 6 4 5 7 9 6	24
	6.24 % 適用分	⑮	3 9 2 6 5 2 0	25
	7.8 % 適用分	⑯	3 1 9 8 0 0 0	26

返還等対価に係る税額	⑰	8 2 2 2 3 5	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	8 2 2 2 3 5	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳	8 4 1 7 8 1 6	41	
(注2)	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒	5 1 7 4 4 8 1	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	3 2 4 3 3 3 5	44

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30		氏名又は名称		株式会社 国税商事			
区分		旧税率分小計 X		税率6.24%適用分 D		税率7.8%適用分 E		合計 F (X+D+E)	
課税標準額		280,092,000		62,925,000		41,000,000		384,017,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	280,092,592		62,925,925		41,000,000		384,018,517	
	②								
消費税額		17,645,796		3,926,520		3,198,000		24,770,316	
控除過大調整税額									
控除 税 額	控除対象仕入税額	11,764,666		1,861,947		1,820,236		15,446,849	
	返還等対価に係る税額	623,233		87,073		111,929		822,235	
	売上げの返還等の対価に係る税額	623,233		87,073		111,929		822,235	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額								
	貸倒れに係る税額	83,416						83,416	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	12,471,315		1,949,020		1,932,165		16,352,500	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)									
差引税額 (②+③-⑦)		5,174,481		1,977,500		1,265,835		8,417,816	
合計差引税額 (⑨-⑧)								8,417,816	
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額								
	差引税額	5,174,481				3,243,335		8,417,816	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		5,174,481				3,243,335		8,417,816	
譲渡 割 額	還付額								
	納税額	1,396,288				914,786		2,311,074	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)								2,311,074	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑮E欄-⑮E欄」がマイナスの場合
 ⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑮E欄-⑮E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑮E欄-⑮E欄」がプラスの場合
 ⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	株式会社 国税商事		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 280,092 000	円 280,092 000 ※付表1-1の①X欄へ	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① ・ 1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ 280,092,592	※付表1-1の①-1X欄へ 280,092,592	
内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	① ・ 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ	
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑩欄へ 17,645,796	※付表1-1の②X欄へ 17,645,796	
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑳・㉑A欄の合計金額)	(付表2-2の⑳・㉑B欄の合計金額)	(付表2-2の⑳・㉑C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の㉒A欄の金額)	(付表2-2の㉒B欄の金額)	(付表2-2の㉒C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ 11,764,666
	返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ 623,233
	⑤ 売上げの返還等の対価に係る税額	⑤ ・ 1				※付表1-1の⑤-1X欄へ 623,233
	内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ ・ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ 83,416
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				※付表1-1の⑦X欄へ 12,471,315
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※①B欄へ	※①C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※②B欄へ	※②C欄へ 5,174,481	※付表1-1の⑨X欄へ 5,174,481	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
地方と消費税率の異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑩X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ 5,174,481	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑭欄へ 5,174,481	※付表1-1の⑬X欄へ 5,174,481	
譲渡割額	還付額	⑭	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	納税額	⑮	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ 1,396,288	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	株式会社 国税商事		
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税売上額(税抜き)	①	270,200,000	61,530,518	39,565,000	371,295,518	
免税売上額	②				11,000,000	
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				382,295,518	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				382,295,518	
非課税売上額	⑥				7,000,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				389,295,518	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[98%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	201,680,000	32,226,000	25,670,000	259,576,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪					
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫					
課税貨物に係る消費税額	⑬					
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭					
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849	
課税売上高が5億円超かつ割合が95%未満の場合	個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳				
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
差引	控除対象仕入税額 [(⑯), ⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がプラスの時	㉓	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849
	控除過大調整税額 [(⑯), ⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時	㉔				
貸倒回収に係る消費税額	㉕					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	株式会社 国税商事	
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①			270,200,000	270,200,000
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				382,295,518
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				389,295,518
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[98%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			201,680,000	201,680,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	11,764,666	11,764,666
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮			11,764,666	11,764,666
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯			11,764,666	11,764,666
課5課95 税億 税% 売未 上満 超割の 高又 合場 がはが合 控の 除調 税額整 差引	個別 対応 方式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲		
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳		
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉑±㉒がプラスの時	㉓	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	11,764,666	11,764,666
控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉑±㉒がマイナスの時	㉔	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)

《特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順》

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、令和元年10月1日の消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率となるため、同日以降の課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである4月決算法人を例に記載方法を説明します。

設 例

霞商会株式会社の当課税期間（令和元年5月1日～令和2年4月30日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

なお、旧税率のうち3%又は4%が適用される取引はありません。

また、売上げ又は仕入れを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例（注1）は適用していません。

項 目	合計金額	うち税率6.3% 適用分	うち税率6.24% 適用分	うち税率7.8% 適用分
1 売上高	円	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	260,900,000	197,200,000	0	63,700,000
(2) 免税売上高	15,000,000	-	-	-
(3) 非課税売上高	32,000,000	-	-	-
(4) 不課税売上高	-	-	-	-
2 売上げに係る対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	-	-	-	-
3 課税仕入れの金額（税込み）	158,830,000	118,420,000	1,540,000	38,870,000
うち 課税売上げにのみ要するもの	126,490,000	94,800,000	0	31,690,000
うち 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	30,911,000	22,520,000	1,540,000	6,851,000
うち 非課税売上げにのみ要するもの	1,429,000	1,100,000	0	329,000
4 特定課税仕入れの金額 （課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの）	2,400,000	1,800,000	-	600,000
5 中間納付税額	4,410,000	-	-	-
6 中間納付譲渡割額	1,190,000	-	-	-

（注1） 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対しては、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。詳しくは、3ページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

（注2） 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-1①～②欄及び付表1-2①～②欄の作成）

■ 1 付表1-2①～②欄の記載

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$197,200,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{108} = 182,592,592\text{円}$$

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

(2) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①－2」欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

1,800,000円

（注1） 特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税期間中の課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

（注2） 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合には、減額した後の金額が①－2欄の金額となります。

(3) 「課税標準額①」欄

①－1欄と①－2欄の金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$182,592,592\text{円} + 1,800,000\text{円} = 184,392,592\text{円} \Rightarrow 184,392,000\text{円（千円未満切捨て）}$$

(4) 「消費税額②」欄

(3)で算出した課税標準額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$184,392,000\text{円（課税標準額）} \times 6.3\% = 11,616,696\text{円}$$

■ 2 付表1-1①～②欄の記載

付表1-2①～②欄の旧税率分小計Xを付表1-1①～②欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分D

0円

税率7.8%適用分E

$$63,700,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{110} = 57,909,090\text{円}$$

合計F

$$182,592,592\text{円} + 0\text{円} + 57,909,090\text{円} = 240,501,682\text{円}$$

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

(2) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①-2」欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載します。

税率7.8%適用分 E

600,000円

合計 F

1,800,000円 + 600,000円 = 2,400,000円

(注1) 特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税期間中の課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

(注2) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合には、減額した後の金額が①-2欄の金額となります。

(3) 「課税標準額①」欄

①-1欄と①-2欄の金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分 D

0円

税率7.8%適用分 E

57,909,090円 + 600,000円 = 58,509,090円 ⇒ 58,509,000円 (千円未満切捨て)

合計 F

184,392,000円 + 0円 + 58,509,000円 = 242,901,000円

(4) 「消費税額②」欄

(3)で算出した課税標準額に6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分 D

0円

税率7.8%適用分 E

58,509,000円 (課税標準額) × 7.8% = 4,563,702円

合計 F

11,616,696円 + 0円 + 4,563,702円 = 16,180,398円

III 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算 (付表2-1及び付表2-2の作成)

■ 1 付表2-2①欄の記載

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-2の①-1 C及びXと同じ金額を転記します。

税率6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

182,592,592円

■ 2 付表2-1①~⑧欄の記載

付表2-2①欄の旧税率分小計 X を付表2-1①欄の旧税率分小計 X に転記します。

(1) 「課税売上額 (税抜き) ①」欄

税率6.24%適用分 D

0円

税率7.8%適用分E

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-1の①－1 E欄と同じ金額を転記します。

57,909,090円

合計F

182,592,592円 + 0円 + 57,909,090円 = 240,501,682円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額 $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を乗じた金額が①D欄又は①E欄の金額となります。

- (2) 「免税売上額②」欄

15,000,000円

- (3) 「課税資産の譲渡等の対価の額④F」欄

240,501,682円 + 15,000,000 = 255,501,682円

- (4) 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤F」欄

④F欄から転記します。

255,501,682円

- (5) 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥F欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高32,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- (6) 「課税売上割合⑧」欄

$$\frac{240,501,682\text{円 (課税売上額 (税抜き))} + 15,000,000\text{円 (免税売上額)}}{240,501,682\text{円 (課税売上額 (税抜き))} + 15,000,000\text{円 (免税売上額)} + 32,000,000\text{円 (非課税売上額)}} = \frac{255,501,682\text{円 (④F欄)}}{287,501,682\text{円 (⑦F欄)}} = 88.869\cdots\% < 95\%$$

(注1) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(注2) 課税売上割合の計算上は、課税標準となる特定課税仕入れに係る金額を考慮する必要はありません。また、国外事業者においては、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」に係る金額を考慮する必要はありません。

(注3) 課税売上割合が95%以上である場合、その課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。

設例の場合は、88%を記載します。

■ 3 付表2-2④～⑤欄の記載

付表2-1④⑦⑧欄の合計Fを付表2-2④⑦⑧欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

118,420,000円

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.3}{108} - \text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.3}{108}$$

(設例の場合)

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$118,420,000円 \times \frac{6.3}{108} = 6,907,833円$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑬」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産にかかる課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑭」欄に記載します。

(3) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪」欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

1,800,000円

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接特定課税仕入れの金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記載します。

(4) 「特定課税仕入れに係る消費税額⑫」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額）} \times \frac{6.3}{100} - \text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100}$$

(設例の場合)

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$1,800,000円 \times \frac{6.3}{100} = 113,400円$$

- (5) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$6,907,833円 + 113,400円 = 7,021,233$$

- (6) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑯」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑰～⑳」欄

設例の場合、課税期間中の課税売上割合が88.869…%ですので、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては、個別対応方式を選択します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。
 なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

- イ 「⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの⑰」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$94,800,000円 \times \frac{6.3}{108} = 5,529,999円$$

- ロ 「⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑱」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$\text{課税仕入れのうち共通して要するもの} \quad 22,520,000円 \times \frac{6.3}{108} = 1,313,666円$$

$$\text{特定課税仕入れのうち共通して要するもの} \quad 1,800,000円 \times \frac{6.3}{100} = 113,400円$$

$$1,313,666円 + 113,400円 = 1,427,066円$$

- ハ 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑲」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$5,529,999円 + \left(1,427,066円 \times \frac{255,501,682円 \text{ (④F欄)}}{287,501,682円 \text{ (⑦F欄)}} \right) = 6,798,227円$$

- (7) 「差引・控除対象仕入税額㉓」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉓欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉔」欄に記載します。

- (8) 「貸倒回収に係る消費税額㉕」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

■ 4 付表2-1⑨～㉕欄の記載

付表2-2⑨～㉕欄の旧税率分小計Xを付表2-1⑨～㉕欄の旧税率分小計Xに転記します。

- (1) 「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分D

1,540,000円

税率7.8%適用分 E

38,870,000円

合計 F

118,420,000円 + 1,540,000円 + 38,870,000円 = 158,830,000円

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} - \text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

(設例の場合)

税率6.24%適用分 D

$$1,540,000円 \times \frac{6.24}{108} = 88,977円$$

税率7.8%適用分 E

$$38,870,000円 \times \frac{7.8}{110} = 2,756,236円$$

合計 F

6,907,833円 + 88,977円 + 2,756,236円 = 9,753,046円

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑬」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産にかかる課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑭」欄に記載します。

(3) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪」欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率7.8%適用分 E

600,000円

合計 F

1,800,000円 + 600,000円 = 2,400,000円

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接特定課税仕入れの金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記載します。

(4) 「特定課税仕入れに係る消費税額⑫」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\boxed{\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額 (特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)}} \times \frac{7.8}{100} - \boxed{\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額}} \times \frac{7.8}{100}$$

(設例の場合)

税率7.8%適用分E

$$600,000\text{円} \times \frac{7.8}{100} = 46,800\text{円}$$

合計F

$$113,400\text{円} + 46,800\text{円} = 160,200\text{円}$$

(5) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑮」欄

税率6.24%適用分D

88,977円

税率7.8%適用分E

$$2,756,236\text{円} + 46,800\text{円} = 2,803,036\text{円}$$

合計F

$$7,021,233\text{円} + 88,977\text{円} + 2,803,036\text{円} = 9,913,246\text{円}$$

(6) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑯」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑰～⑳」欄

設例の場合、課税期間中の課税売上割合が88.869…%ですので、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては、個別対応方式を選択します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

イ 「⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの⑰」欄

税率6.24%適用分D

0円

税率7.8%適用分E

$$31,690,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 2,247,109\text{円}$$

合計F

$$5,529,999\text{円} + 0\text{円} + 2,247,109\text{円} = 7,777,108\text{円}$$

ロ 「⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑱」欄

税率6.24%適用分D

$$1,540,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} = 88,977\text{円}$$

税率7.8%適用分E

$$\text{課税仕入れのうち共通して要するもの } 6,851,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 485,798\text{円}$$

$$\text{特定課税仕入れのうち共通して要するもの } 600,000\text{円} \times \frac{7.8}{100} = 46,800\text{円}$$

$$485,798円 + 46,800円 = 532,598円$$

合計 F

$$1,427,066円 + 88,977円 + 532,598円 = 2,048,641円$$

ハ 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額^⑱」欄

税率6.24%適用分 D

$$0円 + \left(88,977円 \times \frac{255,501,682円 \text{ (④ F欄)}}{287,501,682円 \text{ (⑦ F欄)}} \right) = 79,073円$$

税率7.8%適用分 E

$$2,247,109円 + \left(532,598円 \times \frac{255,501,682円 \text{ (④ F欄)}}{287,501,682円 \text{ (⑦ F欄)}} \right) = 2,720,426円$$

合計 F

$$6,798,227円 + 79,073円 + 2,720,426円 = 9,597,726円$$

(7) 「差引・控除対象仕入税額^㉓」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉓欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額^㉔」欄に記載します。

(8) 「貸倒回収に係る消費税額^㉕」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付（還付）税額の計算（付表1-1^③～^⑯欄及び付表1-2^③～^⑮欄の作成）

■ 1 付表1-2^③～^⑮欄の記載

(1) 「控除過大調整税額^③」欄

付表2-2の^⑳欄と^㉑欄の合計金額を記載します。

(2) 「控除対象仕入税額^④」欄

税率6.3%適用分 C

付表2-2の^㉒C欄の金額6,798,227円を記載します。

旧税率分小計 X

6,798,227円

(3) 「売上げの返還等対価に係る税額^{⑤-1}」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

(4) 「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額^{⑤-2}」欄

(注) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

(5) 「返還等対価に係る税額^⑤」欄

(3)及び(4)の金額を記載します。

(6) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(7) 「控除税額小計⑦」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

6,798,227円

(8) 「差引税額⑨」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

11,616,696円 - 6,798,227円 = 4,818,469円

(9) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率6.3%適用分C

⑨C欄の金額4,818,469円を記載します。

旧税率分小計X

4,818,469円

(10) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

表示の計算式（⑫-⑪）により合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算します。

(11) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$4,818,469円 \times \frac{17}{63} = 1,300,221円$

■ 2 付表1-1③～⑯欄の記載

付表1-2③～⑯欄の旧税率分小計Xを付表1-1③～⑯欄の旧税率分小計Xに転記します。

(1) 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分D

付表2-1の⑳D欄と㉑D欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分E

付表2-1の⑳E欄と㉑E欄の合計金額を記載します。

(2) 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分D

付表2-1の㉒D欄の金額79,073円を記載します。

税率7.8%適用分E

付表2-1の㉒E欄の金額2,720,426円を記載します。

合計F

6,798,227円 + 79,073円 + 2,720,426円 = 9,597,726円

(3) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

(4) 「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額⑤－2」欄

(注) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

(5) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

(3)及び(4)の金額を記載します。

(6) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(7) 「控除税額小計⑦」欄

表示の計算式 (④+⑤+⑥) に従って控除税額小計を計算します。

(8) 「控除不足還付税額⑧」欄

税率6.24%適用分D

$$79,073円 - 0円 = 79,073円$$

合計F

$$0円 + 79,073円 + 0円 = 79,073円$$

(9) 「差引税額⑨」欄

税率7.8%適用分E

$$4,563,702円 - 2,720,426円 = 1,843,276円$$

合計F

$$4,818,469円 + 0円 + 1,843,276円 = 6,661,745円$$

(10) 「合計差引税額⑩」欄

表示の計算式 (⑨-⑧) により合計差引税額を計算します。

(11) 「控除不足還付税額⑪」欄

税率7.8%適用分E

$$79,073円 + 0円 = 79,073円$$

合計F

$$0円 + 79,073円 = 79,073円$$

(12) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率7.8%適用分E

$$0円 + 1,843,276円 = 1,843,276円$$

合計F

$$4,818,469円 + 1,843,276円 = 6,661,745円$$

(13) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

表示の計算式 (⑫-⑪) により合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算します。

(14) 「譲渡割額・還付額⑭」欄

税率7.8%適用分E

$$79,073円 \times \frac{22}{78} = 22,302円$$

合計F

0円 + 22,302円 = 22,302円

(15) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率7.8%適用分E

$1,843,276円 \times \frac{22}{78} = 519,898円$

合計F

1,300,221円 + 519,898円 = 1,820,119円

(16) 「合計差引譲渡税額⑯」欄

表示の計算式 (⑮ - ⑭) により合計差引譲渡割額を計算します。

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-1、1-2及び付表2-1、2-2の作成が終わりましたら、付表1-1、1-2から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		付表 1-1 ① F 欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②	付表 1-2 ① - 1 A 欄の金額
	4%適用分	③	付表 1-2 ① - 1 B 欄の金額
	6.3%適用分	④	付表 1-2 ① - 1 C 欄の金額
	6.24%適用分	⑤	付表 1-1 ① - 1 D 欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表 1-1 ① - 1 E 欄の金額
	⑦	付表 1-1 ① - 1 F 欄の金額	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	6.3%適用分	⑧	付表 1-2 ① - 2 C 欄の金額
	7.8%適用分	⑨	付表 1-1 ① - 2 E 欄の金額
	⑩	付表 1-1 ① - 2 F 欄の金額	
消費税額	⑪		付表 1-1 ② F 欄の金額
⑪の内訳	3%適用分	⑫	付表 1-2 ② A 欄の金額
	4%適用分	⑬	付表 1-2 ② B 欄の金額
	6.3%適用分	⑭	付表 1-2 ② C 欄の金額
	6.24%適用分	⑮	付表 1-1 ② D 欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表 1-1 ② E 欄の金額
返還等対価に係る税額	⑰		付表 1-1 ⑤ F 欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表 1-1 ⑤ - 1 F 欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表 1-1 ⑤ - 2 F 欄の金額
	⑳		付表 1-1 ⑬ F 欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額	4%適用分	㉑	付表 1-2 ⑬ B 欄の金額
	6.3%適用分	㉒	付表 1-2 ⑬ C 欄の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表 1-1 ⑬ E 欄の金額

ここまで、作成が終わりましたら、18ページ～20ページを参考に申告書第一表の各欄及び申告書第二表のその他の項目を記載してください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	千代田区霞が関〇-〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミョウカイ カブシキガイシャ
法人名	霞商会 株式会社
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
(フリガナ)	カスミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

※	一連番号	翌年以降送付不要 <input type="checkbox"/>
所管	要否	整理番号
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定 局指定
通信日付印	確認印	
指 導 年 月 日	相 談	区分1 区分2 区分3
令和		

法人用

第一表


自 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
 令和 〇 年 〇 月 〇 日
 至 令和 〇 年 〇 月 〇 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
 令和 〇 年 〇 月 〇 日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 〇 年 〇 月 〇 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①	2 4 2 9 0 1 0 0 0	03
消費税額	②	1 6 1 8 0 3 9 8	06
控除過大調整税額	③		07
控除税額	④	9 5 9 7 7 2 6	08
	⑤		09
	⑥		10
控除税額小計	⑦	9 5 9 7 7 2 6	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	6 5 8 2 6 0 0	15
中間納付税額	⑩	4 4 1 0 0 0 0	16
納付税額	⑪	2 1 7 2 6 0 0	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
差引納付税額	⑭	0 0	20
課税売上割	⑮	2 5 5 5 0 1 6 8 2	21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯	2 8 7 5 0 1 6 8 2	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	6 5 8 2 6 0 0	52
譲渡割額	⑲		53
納税額	⑳	1 7 9 7 8 0 0	54
中間納付譲渡割額	㉑	1 1 9 0 0 0 0	55
納付譲渡割額	㉒	6 0 7 8 0 0	56
中間納付還付譲渡割額	㉓	0 0	57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕	0 0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	2 7 8 0 4 0 0	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	一括配分方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
基準期間の課税売上高	250,000 千円					
還付を受ける機と等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
預金口座番号						
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-					
郵便局名等						
※税務署整理欄						
税理士署名押印	 (電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (⑪ + ㉒) - (⑧ + ⑫ + ⑰ + ㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑩ + ㉕
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	千代田区霞が関〇-〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミショウカイ カブシキガイシャ
法人名	霞商会 株式会社
(フリガナ)	カスミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39①	53

第二表

自 平成 年 月 日
 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	242901000 01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④	182592592	04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥	57909090	06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧	1800000	11
	7.8%適用分	⑨	600000	12
		⑩	2400000	13

消費税額	⑪	16180398	21	
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭	11616696	24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯	4563702	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳	6582672	41	
(注2)	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒	4818469	43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	1764203	44

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30		氏名又は名称		霞商会 株式会社	
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)		
課税標準額 ①		(付表1-2の①X欄の金額) 円 184,392 000	円 000	円 58,509 000	※第二表の①欄へ 円 242,901 000		
①課税資産の譲渡等の対価の額の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額) 182,592,592	※第二表の⑤欄へ 0		※第二表の⑥欄へ 57,909,090		※第二表の⑦欄へ 240,501,682
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額) 1,800,000	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /		※第二表の⑨欄へ 600,000		※第二表の⑩欄へ 2,400,000
消費税額 ②		(付表1-2の②X欄の金額) 11,616,696	※第二表の⑬欄へ 0		※第二表の⑭欄へ 4,563,702		※第二表の⑮欄へ 16,180,398
控除過大調整税額 ③		(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②④・⑤D欄の合計金額)	(付表2-1の②④・⑤E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ		
控除税額	控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額) 6,798,227	(付表2-1の②D欄の金額) 79,073	(付表2-1の②E欄の金額) 2,720,426	※第一表の④欄へ 9,597,726		
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑩欄へ		
	⑤売上げの返還等の対価に係る税額 ⑤-1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑬欄へ		
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /		※第二表の⑯欄へ		
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額) 6,798,227	79,073	2,720,426	※第一表の⑦欄へ 9,597,726		
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪欄へ 79,073		※⑪欄へ		79,073
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		(付表1-2の⑨X欄の金額) 4,818,469	※⑫欄へ		※⑫欄へ 1,843,276		6,661,745
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩		/	/	/	※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ 6,582,672		
地方消費税率となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)	/	(⑤D欄と⑤E欄の合計金額) 79,073	79,073		
	差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額) 4,818,469	/	(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 1,843,276	6,661,745		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬		(付表1-2の⑬X欄の金額) 4,818,469	/	※第二表の⑳欄へ(注3) 1,764,203		※マイナスの場合は第一表の⑭欄へ ※プラスの場合は第一表の⑮欄へ ※第二表の㉑欄へ 6,582,672	
譲渡割額	還付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	/	(⑪E欄×22/78)(注3) 22,302	22,302		
	納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額) 1,300,221	/	(⑫E欄×22/78)(注3) 519,898	1,820,119		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯		/	/	/	※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑰欄へ 1,797,817		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑯E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑫E欄-⑪E欄」がマイナスの場合
 ⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑪E欄-⑫E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑫E欄-⑪E欄」がプラスの場合
 ⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑮E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称	霞商会 株式会社		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 184,392 000	円 184,392 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ 182,592,592	※付表1-1の①-X欄へ 182,592,592	
内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ 1,800,000	※付表1-1の①-2X欄へ 1,800,000	
消費税額	②	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	※第二表の⑫欄へ 11,616,696	※付表1-1の②X欄へ 11,616,696	
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑭・⑮A欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮B欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の⑯A欄の金額)	(付表2-2の⑯B欄の金額)	(付表2-2の⑯C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ 6,798,227
	返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ 1				※付表1-1の⑤-1X欄へ
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			6,798,227	※付表1-1の⑦X欄へ 6,798,227
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ 4,818,469	※付表1-1の⑨X欄へ 4,818,469	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ 4,818,469	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑫欄へ 4,818,469	※付表1-1の⑬X欄へ 4,818,469	
譲渡 割 額	還付額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ 1,300,221	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称		霞商会 株式会社
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額(税抜き)	①	182,592,592	0	57,909,090	240,501,682
免税売上額	②				15,000,000
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				255,501,682
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				255,501,682
非課税売上額	⑥				32,000,000
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				287,501,682
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[88%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	118,420,000	1,540,000	38,870,000	158,830,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	6,907,833	88,977	2,756,236	9,753,046
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	1,800,000		600,000	2,400,000
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	113,400		46,800	160,200
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	7,021,233	88,977	2,803,036	9,913,246
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円超かつ割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	5,529,999	0	2,247,109	7,777,108
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	1,427,066	88,977	532,598	2,048,641
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	6,798,227	79,073	2,720,426	9,597,726
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)				
控除調整額	⑳				
控除対象仕入税額	㉑				
調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉒				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉓				
控除対象仕入税額〔(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒〕がプラスの時	㉔	6,798,227	79,073	2,720,426	9,597,726
控除過大調整税額〔(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉕				
貸倒回収に係る消費税額	㉖				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

課税期間		令和元・5・1～令和2・4・30	氏名又は名称		霞商会 株式会社	
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	①			182,592,592	182,592,592	
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)					255,501,682	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)					287,501,682	
課税売上割合(④/⑦)					[88%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			118,420,000	118,420,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	6,907,833	6,907,833	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		1,800,000	1,800,000	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			113,400	113,400	
課税貨物に係る消費税額	⑬					
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭					
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)				7,021,233	7,021,233	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)						
課5課95 税% 売未 上満 超割 高又 合場 がはが合 控の 除調 税額 差 引	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの			5,529,999	5,529,999	
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの			1,427,066	1,427,066	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑮)+(⑮×④/⑦)]			6,798,227	6,798,227	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)					
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑲					
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑳					
控除対象仕入税額 [(⑲)+(⑳)又は㉑の金額]±㉒±㉓	㉔			6,798,227	6,798,227	
控除過大調整税額 [(⑲)+(⑳)又は㉑の金額]±㉒±㉓	㉕					
貸倒回収に係る消費税額	㉖					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)